

国会における審議結果と 主な御指摘等について

令和8年6月18日(木)
文部科学省初等中等教育局教科書課

1. 国会における審議結果について

1. 国会における審議結果について

- 4月7日に閣議決定・国会提出した法律案について、第1回の指針検討会議後、先議院である衆議院・後議院である参議院でそれぞれ御審議いただいた。
- 両院ともに賛成多数で可決されて成立したところであり、今後、改正法の施行に向けた各種の検討を加速していく。

件名	学校教育法等の一部を改正する法律案（第221回国会閣法第55号）	
提出日	令和8年4月7日（火）	
衆議院における審議経過	-	
	文部科学委員会	令和8年4月24日（金） 賛成対数で可決（附帯決議あり）
	本会議	令和8年4月28日（火） 賛成多数で可決
参議院における審議経過	-	
	衆議院から受領	令和8年4月28日（金）
	文教科学委員会	令和8年6月9日（火） 賛成多数で可決（附帯決議あり）
	本会議	令和8年6月10日（水） 賛成多数で可決、成立
公布日	令和8年6月17日（水）・令和8年法律第37号	

2. 質疑における主なやりとり

2. 質疑における主なやりとり（論点① 教科書の形態のあり方）

Q 4月22日の衆議院文部科学委員会では、大臣から「全てがデジタルの教科書は、発達段階や教科特性を踏まえ、学年・教科を限定して発行・使用等を認める」との答弁があったが、何年生以上のどの教科であれば全てがデジタルの教科書を認める考えなのか、大臣の見解如何。

【文部科学大臣】

22日の当委員会での質疑で申し上げたとおり、「全てがデジタルの教科書の扱いについては、発達段階や教科特性を踏まえ、今後策定する大臣指針の中で限定的に認め得る学年・教科を示す」こととしている。

新たに策定する大臣指針の内容は、有識者会議で議論いただいているところだが、①現行のデジタル教科書のこれまでの配布・活用の取組や、②中教審や有識者会議においても、学校現場の実態を踏まえ、小学校低学年や中学年では慎重に考えるべきという意見が多く出されていることなどを踏まえ、現時点では、全てがデジタルの教科書について、小学校4年生以下では認めるべきではなく、また教科についても、当面、国語や社会、道徳などは認めるべきではないと考えている。

2. 質疑における主なやりとり（論点① 教科書の形態のあり方）

Q フルデジタルは、小学校4年生以下と国語や社会、道徳は認めるべきではないというが、ハイブリッドについてはどのように考えているのか。

【初等中等教育局長】

（略）（全てがデジタルな教科書を認めるべきでない）**これらの学年や教科においても、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッドな形態の教科書は十分に考えられる**ところであり、例えば、①文脈を理解しつつ読み書きを行ったり、文章と資料を一覧で見るといった学習内容については紙で作成しつつ、②動画・音声等のデジタルコンテンツにより、紙で作成される部分の理解を助けることが可能になると考えています。

全てがデジタルな教科書を認めるべきでない教科についても、デジタルを活用することで児童生徒にとってより分かりやすい教科書が発行されるよう、今後、大臣指針において、紙・デジタルそれぞれの活用が期待される学習場面を示してまいりたい。

2. 質疑における主なやりとり（論点② 紙・デジタルがそれぞれが効果的な学習場面）

Q 制度改正により、紙の教科書は全てなくなるのか。紙の教科書による良さを残すことを考えないのか。

【初等中等教育局長】

デジタルには動画・音声等による説明も可能であるといった良さがあるが、紙にも、教材としての一覧性の高さや長文読解などで文章をじっくり読む活動に適しているといった良さがあると認識している。

その紙とデジタルの双方の良さを組み合わせて、児童生徒の学びの充実につなげることが重要であると考えており、文部科学省として、今回の改正により、紙の教科書を廃止して、一律に全てデジタル形式の教科書に切り替えていく、という考えは持っていない。

Q デジタル活用が望ましくない学習場面とはどのようなものなのか。

【初等中等教育局長】

これまで実施してきた現行の教科書代替のデジタル教科書を使用した実証研究や、中教審での議論などを踏まえ、例えば、①文脈を理解しつつ読み込んだり書き込んだりする学習場面、②文章と資料を一覧で見る学習場面、③作図したり実際の長さなどを測る学習場面については、紙の活用が大いに期待されるのではないかと考えている。

2. 質疑における主なやりとり（論点③ 児童生徒の発達段階との関係）

Q 小学校低学年におけるデジタル教科書の利用の効果・影響をどのように評価をしているのか。
また、児童が落ち着いて授業に取り組める環境を確保する観点から、どのような活用の在り方が望ましいと考えているのか。

【文部科学大臣】

文部科学省が実施してきた実証研究では、現行のデジタル教科書をいつも使うと回答した児童生徒ほど、授業内容の理解、主体的・対話的で深い学びといった項目で肯定的な回答割合が高いことが分かっており、これらの項目は全国学力・学習状況調査の正答率とも相関関係にある。

とりわけ英語については、現行のデジタル教科書を積極的に活用しているグループの生徒ほど、音読課題や定期テストにおける得点が高いとする先行研究もあると確認している。

現在、有識者会議で御議論をいただいているところだが、中教審やこれまでの有識者会議においても、学校現場の実態を踏まえ、小学校低学年や中学年では慎重に考えるべきという意見が多く出されている。

これを踏まえ、現時点では、小学校4年生以下では認めることは適当ではないと考えている。

(補足) 4月28日(火)の閣議後会見における発言について

4月24日(金)の衆議院文部科学委員会における、全てがデジタルな教科書の対象学年・教科に関する政府答弁に関し、同月28日(火)の閣議後会見において、障害のある児童生徒への対応の観点から質問があり、文部科学省としての現時点の考え方をお答えした。

Q 学年で一律に線を引いてしまうと、デジタルのほうが学びやすい、障害のある子供の学習を制約することにならないか。

【文部科学大臣】

全てがデジタルな教科書については、現行のデジタル教科書を大規模に提供してきたのは小学校5年生以上であること、中教審や有識者会議においても、学校現場の実態を踏まえて小学校低学年や中学年では慎重に考えるべきという意見が多く出されていることなどを踏まえ、**現時点では小学校4年生以下では認めるべきではない**と考えている。また、中学・高校段階も含む小学校5年生以上でも、教科一律ではなく教科の特性を踏まえた対応が必要と考えており、例えば、**文脈を理解しつつ読み込んだり書き込んだりする学習場面が想定される国語や道徳、文章と資料を一覧で見る学習場面が多い社会などではふさわしくない**と考えている。

障害により学習上の困難を有する児童生徒の個々の状況に応じた対応も重要であると認識しており、今回の制度改正により、**教科書バリアフリー法に規定する「教科用特定図書等」の中に検定教科書の内容をそのままデジタル化したものを位置づけ、国としても標準規格を策定して発行を促進**する考えである。

紙媒体の教科書では学習が困難な児童生徒についてはこれを使用することができるようにしてまいりたいと考えている。

2. 質疑における主なやりとり（論点④ 目的外使用と情報活用能力）

Q デジタル教科書の導入が進む中で、授業中における学習目的外の（端末の）利用について、どのように管理をし、適切な学習環境を確保していくのか。また、子供たちへのいわゆる情報モラルやリテラシー教育について、今後どのように取り組んでいくのか。

【学習基盤審議官】

端末の目的外利用については、端末を学習に関係のない目的では使わないように指導することなどを示した学校設置者・学校・保護者等との間で確認・共有しておくことが望ましい主なポイントを通知している。

また、各教育委員会に対して、端末利用時における有害情報の閲覧を防止するためのフィルタリング設定を適切に行うことを要請してきており、ほぼ全ての端末においてフィルタリング機能が導入されていることを確認している。

これらを通じて、端末が学習目的で正しく利用されるよう徹底しているところ。

情報モラル教育については、学習指導要領において、情報モラルを含む情報活用能力を学習の基盤と位置づけ、各学校段階を通じて取り組むよう、全ての学校現場に求めている。

その上で、例えば、学習に関係のない目的では使わないこと、あるいは、いわゆるインターネットの使い過ぎによって起こる昼夜逆転や睡眠障害、学習への影響といった弊害などを理解し、適切な使い方を学ぶための児童生徒向けの学習コンテンツを提供したり、教職員を対象とした研修会を開催しており、引き続きこうした取組の充実に努めていく。

2. 質疑における主なやりとり（論点⑤ 「手書き」が減少する懸念）

Q デジタル教科書の活用が進む中における、手書きによる学習の重要性について、考えを聞かせてほしい。

【文部科学大臣】

児童生徒の学習環境から本やノートをなくして、デジタル一辺倒の学びを行うわけではなく、例えば、デジタルの部分で学んだことを紙のノートにまとめるといった、手を動かして書く活動は今後とも重要であると考えている。

今後、有識者会議での議論を踏まえて策定する大臣指針の中においても、書く活動や、これを学習活動の中で確保していく重要性についても、示してまいりたい。これによって、学校現場においても、引き続き、手を動かして書くということをしっかりと子供たちに学んでもらうことができるようにしてまいりたい。

2. 質疑におけるやりとり（論点⑥ 健康への影響）

Q デジタル教科書の活用に伴う視力低下や姿勢悪化など健康への影響についてどのように認識しているか。また、周知にとどまらない実効性のある取組をどのように進めるのか。

【初等中等教育局長】

視力低下や姿勢悪化などの健康面への配慮については、重要な課題と認識しており、文部科学省においては、現行の教科書代替のデジタル教科書の使用に関し、日本眼科医会や日本医師会へのヒアリングを経て、①姿勢をよくして画面との距離を 30 cm以上離すこと、②30分に1回は20秒以上画面から目を離して目を休めること、③家庭でも就寝1時間前からICT機器の利用を控えることなどの留意事項を盛り込んだガイドラインを定め、周知を行ってきた。

また、現行のデジタル教科書を活用した実証研究においても、こうした留意事項の児童生徒や教師への浸透状況に関する調査を実施してきたところであり、その結果を見ると約6割の教師・児童生徒は実行できているという状況である。

制度改正後のデジタルな形態を含む教科書の導入についても、健康面を考慮した活用には十分に留意する必要があると考えており、医学的な知見も取り入れた健康上の留意点を大臣指針で明記するとともに、実証研究を通じて大臣指針で示す事項について継続的に把握していく。

2. 質疑における主なやりとり（論点⑦ 諸外国の動向）

Q 北欧などの諸外国の一部で、教育のデジタル化を見直して紙中心の学習環境に回帰する動きがあるとの報道もあるが、そうした事例を含め、諸外国の動向をどのように把握しているのか。

【初等中等教育局長】

外国におきましては、日本と同様の教科書の使用義務あるいは検定制度がない国も多いわけございまして、日本の教科書と一様に比較できるものではございません。

スウェーデンについては、印刷出版物である教科書の購入を補助する仕組みを近年導入したことは事実だが、デジタル化を全てやめて紙の教科書に全て回帰しようというものではない。

実際に、デジタル化を推進した2010年代には、スウェーデンの国際学力調査の順位は上昇しているほか、OECDの分析によると、スウェーデンの政策は、生徒の年齢等に応じたデジタルの活用のバランスを追求したものであるとされている。さらには、義務教育あるいは高校段階でのタブレット等の使用を廃止した事実もない。

また、フィンランドについては、自治体によってデジタルの活用の方針は様々だが、フィンランド政府としては、デジタルと紙のそれぞれのよさを生かす方針であることを確認している。

2. 質疑における主なやりとり（論点⑧ 次期学習指導要領との関係）

Q デジタル教科書に掲載するQRコードコンテンツの数や範囲について、具体的な制限や基準を設けるべきではないか。

【初等中等教育局長】

新たな教科書における動画・音声などのQRコードコンテンツを含めたデジタル部分の具体的な検定方法等については、今後、教科書検定調査審議会において専門的な見地から審議いただくこととしているが、教科書は、学習指導要領に基づき指導するための主たる教材として、児童生徒が授業において共通的に学ぶ内容を記載するものであることを踏まえ、教科書として真に必要なものについて、一定の枠組みの下で認める方向で検討したいと考えている。

また、次期学習指導要領についての中央教育審議会における議論も踏まえ、教科書全体の内容・分量の精選の観点から、動画等のデジタルコンテンツの分量の在り方についても、教科書検定調査審議会において検討いただきたいと考えている。

2. 質疑における主なやりとり（論点⑨ 発行者、採択権者等の負担）

Q デジタル化により、小規模出版社が撤退し、教科書市場が大手数社に寡占されるとの懸念があるが、政府はどのようにそうしたリスクを認識しているか。

【初等中等教育局長】

教科書発行者に対しては、今後策定する大臣指針も踏まえ、教科特性等に応じた形で教科書を作成いただくよう促して考えであり、**同じ内容の教科書を複数の形態で発行いただくことを求めるものではない。**

その上で、教科書の定価については、今後の社会の状況の変化や技術の進歩、物価の状況なども踏まえ、適切な定価になるよう、発行者と連携を図りながら検討していきたい。また、二次元コード先のデジタルコンテンツも制度改正後は新たに教科書の一部となるため、そうしたコンテンツの無制限な拡大を抑制することも含め、教科書発行者のコスト負担という観点も検討したい。

Q 各教育委員会等における採択事務の負担軽減について、どのように取り組むのか。

【初等中等教育局長】

大臣指針は、教科書の採択に当たっての市町村教育委員会の判断の参考にもしていただけるものであると考えている。

また、制度改正後の新たな教科書につきましては、教科書の紙面上についている二次元コード先も、限定したもののみ認めていく方針であり、このことも、教育委員会や学校が採択を行う場合の調査研究の負担軽減にも資すると考えている。

その上で、無償措置法第10条において、都道府県は、教科書の研究を実施し、市村の教育委員会等に対して、適切な指導、助言又は援助を行うということが法律上規定されており、文部科学省としては、市町村教育委員会等の採択権者が教科書採択を円滑に行うことができるよう、今回の改正の機会を捉えて都道府県に指導助言をしていく。

2. 質疑における主なやりとり（論点⑩ 学校の ICT 環境や支援体制）

Q デジタル教科書を始めとする I C T を授業の中でストレスなく円滑に活用していくために、全ての学校において安定的に利用できる環境をどのように着実に整備していくのか。

【学習基盤審議官】

GIGAスクール構想における個別最適な学びと協働的な学びを進めるために、一人一台端末をつなぐ高速ネットワークが非常に重要。

必要なネットワーク速度を確保済みの学校は、全国で約64%に上昇しており、令和10年度末には、約95%の設置者において必要なネットワークの速度の確保を完了する見込みとなっている。

文部科学省としては、引き続き、各設置者における状況をしっかり確認をしながら、ネットワークアセスメントの結果を踏まえた改善に係る経費の補助、通信契約の見直しの支援、こういったものに関する情報提供などを通して、各自治体に対して学校のネットワークの改善を促すことで、全国の学校において必要なネットワーク速度が確保されるよう努めていく。

3. 附帶決議

3. 附帯決議（衆議院 文部科学委員会）①

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和8年4月24日衆議院文部科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 デジタル教科書のアクセシビリティ機能を充実し、障がいの有無や不登校、言語の壁を越えて、一人ひとりが得意を伸ばし自分らしく輝ける質の高い教育環境を全国に整備し、公教育の再生を加速化すること。また、国内外のアクセシビリティに関する標準規格を踏まえ、デジタルな教科用特定図書等が満たすべき技術的標準規格の策定に当たっては、当事者の声が規格策定のプロセスに適切に反映されるよう、参加の機会を確保すること。
- 二 ICTやデジタル教科書を賢く使いながらも、五感を通じた体験活動を子どもたちに保障し、**紙の教科書・デジタル活用・体験活動のベストミックスでバランスがとれた学びを実現すること。**
国は、紙とデジタル教科書の最適な組み合わせについて、多角的に調査研究し続け、エビデンスに基づいて子どもの発達段階や教科特性を踏まえた指針を示すこと。
- 三 国は教員の専門性を最大限に引き出す支援に万全を期すこと。そのために、現職教員が受講しやすいよう、オンライン研修も含めた多様な形態による教員研修の抜本的拡充や効果的な活用事例の共有、教員養成課程での実践的指導法の修得、ICT支援員の配置による技術的サポート体制を国の責任において支援拡充すること。

3. 附帯決議（衆議院 文部科学委員会）②

（続）

四 新たな負担や格差を生まないよう、高校生等奨学給付金による端末購入支援や家庭の通信環境の整備支援の拡充に取り組むこと。また転校・進学時の学習履歴の継続性の確保及びネットワーク障害時でも学びが止まらないセーフティネットを構築すること。

五 デジタルな形態を含む教科書を活用するためには、学校における安定した通信環境が必要であることから、地方公共団体ごとの通信環境の違いが児童生徒の学習環境の格差につながることはないよう、ICT環境の整備に努めること。

六 地域間の格差が生じないよう、全ての教育委員会が適切な判断を行えるようにするため、教育委員会の採択負担の軽減策を講じること。

七 デジタルな形態の教科書の使用が認められることを契機として、教員がデジタルの活用も含めた授業研究のための時間を十分に確保できるようにするため、教員業務支援員等の学校を支えるスタッフの配置の一層の拡充等必要な措置を講ずるよう努めるとともに、併せて必要な予算措置を講ずること。

八 デジタル教科書の導入に伴うアカウント設定・管理等の事務的負担が学校現場において大きな課題となっていることを踏まえ、国は教科書発行者等と連携しながら負担軽減に向けた取組を進めるとともに、有効な対策や好事例を学校現場に積極的に周知・共有すること。

3. 附帯決議（衆議院 文部科学委員会）③

（続）

- 九 デジタル教科書の使用による児童生徒の視力低下など健康面に関する留意点を整理し、教育委員会や学校等への周知・啓発を図ること。スマートフォンのSNS依存等のリスクに対し、医学的知見に基づき、学校での利用ルールのガイドライン等の周知を保護者等にも徹底すること。
- 十 より良い教科書を子どもたちに確実に届けるため、教科書発行者との連携を図り、教科書の定価については、物価の変動や技術の進展等に伴い必要なコストに見合った適正な価格に設定すること。また義務教育段階の教科書の無償措置を実現するために必要な財政上の措置を確実に行うこと。
- 十一 著作物等を教科書に掲載する際の補償金額の検討に当たっては、学校教育における教科書の役割、教科書の安定的な発行・供給の確保、権利者への適切な対価還元等に十分留意すること。

3. 附帯決議（参議院 文教科科学委員会）①

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和8年6月9日参議院文教科科学委員会）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、デジタル教科書のアクセシビリティ機能を充実し、障がいの有無や不登校、言語の壁を越えて、一人ひとりが得意を伸ばし自分らしく輝ける質の高い教育環境を全国に整備すること。加えて、認知特性にかかわらず、全ての児童生徒が学びにアクセスできるよう、標準化を推進するとともに、多様な学びを適切に評価する方策について検討を進めること。また、国内外のアクセシビリティに関する標準規格を踏まえ、デジタルな教科用特定図書等が満たすべき技術的標準規格の策定に当たっては、当事者の声が規格策定のプロセスにおいて適切に反映されるよう、参加の機会を確保すること。
- 二、デジタルな形態の教科書の導入を単なる教材の電子化にとどめることなく、生成AIの急速な進展や人口減少社会の到来を見据え、我が国が目指す公教育の将来像を明確に示すとともに、子どもたちの主体性、創造性、協働性及び情報活用能力の育成に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。また、デジタルな形態の教科書の教育効果について、学力のみならず、主体性、創造性、協働性、情報活用能力その他の資質・能力を含む多面的な観点から継続的な実証及び検証を行い、その結果を公表するとともに、教育政策へ反映すること。

3. 附帯決議（参議院 文教科科学委員会）②

（続）

三、児童生徒の学習履歴及び教育データについては、その利活用とプライバシー保護の両立を図りつつ、本人及び保護者の権利を尊重した適切な管理及び運用の在り方について検討を進めること。あわせて、教育データの標準化や継続的な調査研究を実施し、子どもの発達段階や障がいの特性、教科の特性、言語の多様性等を踏まえ、その結果を不断に教育現場の改善に反映させる仕組みを構築すること。また、不登校児童生徒、病気療養児童生徒その他多様な事情を有する子どもたちについて、学習履歴及び教育データの利活用を含め、学びの継続性及び教育機会の確保に必要な施策を推進すること。

四、N-E.X.T. ハイスクール構想により専門高校等の機能強化・高度化が進められる中であっても、学習意欲や基礎学力に課題を抱える生徒、視覚障害や発達障害のある生徒、外国にルーツを持つ生徒等が取り残されることのないよう万全を期すこと。具体的には、デジタルな形態の教科書のアクセシビリティ機能や、高度な専門技術習得のためのシミュレーション教材等を最大限に活用した個別最適な学びの実現に取り組むとともに、多様な生徒の表現方法を評価する多面的・アウトプット型評価を推進すること。

五、ICTやデジタル教科書を賢く使いながらも、五感を通じた体験活動や対話的・協働的な学びを子どもたちに保障し、**紙の教科書・デジタル活用・体験活動のベストミックスでバランスがとれたハイブリッドな学びを実現すること。**また、デジタルな形態の教科書やAI等の導入によって、他者との対話や身体的な実体験が軽視されることのないよう、教育の本質を見失わない運用を徹底するとともに、児童生徒が達成感や自らの強みが伸びる喜びを実感できる人間教育を強力に推進すること。**国は、紙とデジタル教科書の最適な組み合わせについて、多角的に調査研究し続け、エビデンスに基づいて子どもの発達段階や教科特性を踏まえた指針を示すこと。**

3. 附帯決議（参議院 文教科科学委員会）③

（続）

- 六、デジタルな形態の教科書について、国は、デジタルの活用を目的とするのではなく、児童生徒の学びの充実を図ることを目的として、その活用の在り方等を検討し、教科書に係る指針や標準仕様等を定めること。また、教科書の質を担保するため、デジタルな形態の教科書の検定審査の方法等について専門的な見地から検討を行うとともに、検定審査の体制を着実に整備すること。
- 七、デジタルな形態の教科書の採択に関し、地域間の格差が生じないよう、全ての教育委員会が適切な判断を行えるようにするため、教育委員会の採択に係る負担の軽減策を講ずること。また、従来の教科内容に加え、アクセシビリティ、操作性、学習支援機能等について適切に評価するための指針の整備を図ること。あわせて、デジタルな形態の教科書及びその活用法について、教科書展示会その他の機会を通じ、保護者及び地域住民への十分な情報提供と採択過程の透明性の確保に努めること。
- 八、教科書の内容や分量、教科書に掲載される二次元コードが大幅に増加する中、教科書の内容を網羅的に教えなくてはならないという考え方が依然として根強く、学校現場で負担感が生じている実態を踏まえ、教科書の分量やデジタル教材との役割分担等を検討するとともに、教科書「を」教える教科書観から教科書「で」教える教科書観への転換を促進し、子どもや学校現場の負担軽減を図ること。

3. 附帯決議（参議院 文教科科学委員会）④

（続）

九、デジタルな形態の教科書の活用効果を最大限に引き出すには、教員がきめ細かく指導できる環境が不可欠であるため、高等学校を含め更なる学校の望ましい指導体制の構築に努めること。あわせて、教員の業務負担軽減に向けた校務D Xの推進や、地域の教育資源との連携体制の整備を行い、教育効果の最大化を図ること。また、デジタルな形態の教科書の使用が認められることを契機として、教員がデジタルの活用も含めた授業研究のための時間を十分に確保できるようにするため、教員業務支援員等の学校を支えるスタッフの配置の一層の拡充等に努めるとともに、必要な予算措置を講ずること。

十、国は、教員の専門性を最大限に引き出す支援に万全を期すこと。そのために、現職教員が受講しやすいオンライン研修も含めた多様な形態による教員研修の抜本的拡充や効果的な活用事例の共有、教員養成課程での実践的指導法の修得、ICT支援員の配置による技術的サポート体制の充実を国の責任において支援・推進すること。

十一、新たな負担や格差を生まないよう、高校生等奨学給付金による端末購入支援や家庭の通信環境の整備支援の拡充に取り組むこと。また転校・進学時の学習履歴の継続性の確保及びネットワーク障害時でも学びが止まらないセーフティネットの構築を行うこと。

十二、デジタルな形態を含む教科書を活用するためには、学校における安定した通信環境が必要であることから、地方公共団体ごとの通信環境の違いが児童生徒の学習環境の格差につながることはないよう、ICT環境の整備に努めること。また、デジタルな形態の教科書に関連する端末や機器の整備について、必要な予算措置を講ずること。

3. 附帯決議（参議院 文教科科学委員会）⑤

（続）

十三、デジタル教科書の導入に伴うアカウント設定・管理等の事務的負担が学校現場において大きな課題となっていることを踏まえ、国は、教科書発行者等と連携しながら負担軽減に向けた取組を進めるとともに、有効な対策や好事例を学校現場に積極的に周知・共有すること。また、デジタルな形態の教科書の導入に当たり、認証基盤、ID体系、データ形式等の標準化及び相互運用性の確保を進めるとともに、ベンダーロックインの防止及び地方公共団体・学校の負担軽減に努め、教育DXの推進に資する持続可能な教育基盤の整備を図ること。

十四、デジタル教科書の使用による児童生徒の視力低下など健康面に関する留意点を整理し、教育委員会や学校等への周知・啓発を図ること。あわせて、スマートフォン等のデジタル端末によるSNS依存等のリスクを踏まえ、医学的知見に基づく学校での利用ルールのガイドライン等の周知を保護者等にも徹底するとともに、自己管理能力を高めるデジタルウェルビーイングの視点を養うこと。また、これらについて、健康面に関する調査と医学的知見に基づくフィードバックを継続して行うこと。加えて、視力、睡眠、依存その他の健康への影響に十分配慮し、端末利用時間の管理、フィルタリングその他のデジタルウェルビーイングを仕組みとして確保するための取組を推進すること。

十五、より良い教科書を子どもたちに確実に届けるため、教科書発行者との連携を図りつつ、教科書の定価については、物価の変動や技術の進展等に伴い必要なコストに見合った適正な価格に設定すること。また義務教育段階の教科書の無償措置を実現するために必要な財政上の措置を確実に行うこと。

十六、著作物等を教科書に掲載する際の補償金額の検討に当たっては、学校教育における教科書の役割、教科書の安定的な発行・供給の確保、権利者への適切な対価還元等に十分留意すること。